



2026年1月8日

各 位

会 社 名 株式会社ジイ・シイ企画
代 表 者 名 代表取締役社長 高木 洋介
(コード番号: 4073 東証グロース)
問 合 せ 先 代表取締役副社長経営管理本部長 丸山 英幸
(TEL. 043-464-3348)

当社に対する上告の棄却及び不受理の決定に関するお知らせ

当社は、2025年5月9日付けの「当社に対する訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」にて、特許権侵害を理由とした損害賠償訴訟に係る第二審判決についてお知らせしておりましたが、その後株式会社モビリティおよびモビリティ・エックス株式会社が最高裁判所に行って上告兼上告受理申立てについて、2026年1月7日付けで上告棄却、上告不受理の決定がなされましたので、下記第1のとおりお知らせいたします。

また、これとは別に、2025年5月9日付けの「当社に対する訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」にて、当社の不正競争防止法等に基づく損害賠償請求訴訟（本訴）とこれに対する反訴事件に係る第二審判決についてお知らせしておりましたが、その後当社が最高裁判所に行って上告兼上告受理申立てについて2026年1月7日付けで上告棄却、上告不受理の決定がなされたので、下記第2のとおりお知らせいたします。

記

第1 特許権侵害に基づく損害賠償請求事件

1. 上告の棄却および不受理の決定がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 決定日：2026年1月7日

2. 訴訟の経緯

当社は、株式会社モビリティおよびモビリティ・エックス株式会社（以下「原告ら」）より、当社の販売する決済端末を利用した決済システムが原告らの特許権及び当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、2021年7月12日付けで特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、また株式会社モビリティから2021年9月14日付けで審理対象期間を追加する訴えの提起を受け、これらは東京地方裁判所において併合して審理されておりました。

東京地方裁判所から、2024年3月22日、原告らの請求をいずれも棄却する旨の第一審判決の言い渡しがありましたが、原告らは第一審判決を不服として、2024年4月3日、知的財産高等裁判所に第一審判決の取消等を求めて控訴を提起しておりました。

2025年5月9日付けの「当社に対する訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」にてお知らせした

とおり、知的財産高等裁判所から、2025年5月8日、原告らの控訴をいずれも棄却する旨の第二審判決の言い渡しがありましたが、原告らは第二審判決を不服として、2025年5月20日、最高裁判所に上告兼上告受理申立てをしておりました。

3. 決定の内容（主文）

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

4. 当社の業績に与える影響及び今後の見通し

本決定による当社の業績に与える影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

第2 不正競争防止法等に基づく損害賠償請求訴訟およびこれに対する反訴

1. 上告の棄却および不受理の決定がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 決定日：2026年1月7日

2. 訴訟の経緯

当社は、東京地方裁判所において、2021年8月31日付けで、株式会社モビリティおよび外1名（以下「モビリティら」）に対し、不正競争防止法等に基づき損害賠償請求をする本訴を提起しておりましたが、モビリティらは、当社の本訴提起が、故意又は過失によってモビリティらの権利又は法律上保護される利益を侵害し、これにより有形及び無形の損害を被ったとして、当社に対し損害賠償又は謝罪を求める反訴を提起しました。

東京地方裁判所から、2024年3月22日、当社の本訴に係る請求、モビリティらの反訴にかかる請求は、いずれも棄却する旨等の第一審判決の言い渡しがありましたが、モビリティらは第一審判決を不服として、2024年4月5日に知的財産高等裁判所に、第一審判決の取消等を求めて控訴を提起しておりました。なお、当社も、2024年4月4日に同様に控訴を提起し、後に控訴審において請求の追加をしておりました。

2025年5月9日付けの「当社に対する訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、知的財産高等裁判所から、2025年5月8日、当社の控訴、当社の控訴審における追加請求及びモビリティらの控訴をいずれも棄却する旨の第二審判決の言い渡しがありましたが、当社は第二審判決を不服として、2025年5月21日、最高裁判所に上告兼上告受理申立てをしておりました。

3. 決定の内容（主文）

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

4. 当社の業績に与える影響及び今後の見通し

本決定による当社の業績に与える影響はありません。

今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上